

広告掲載仕様書

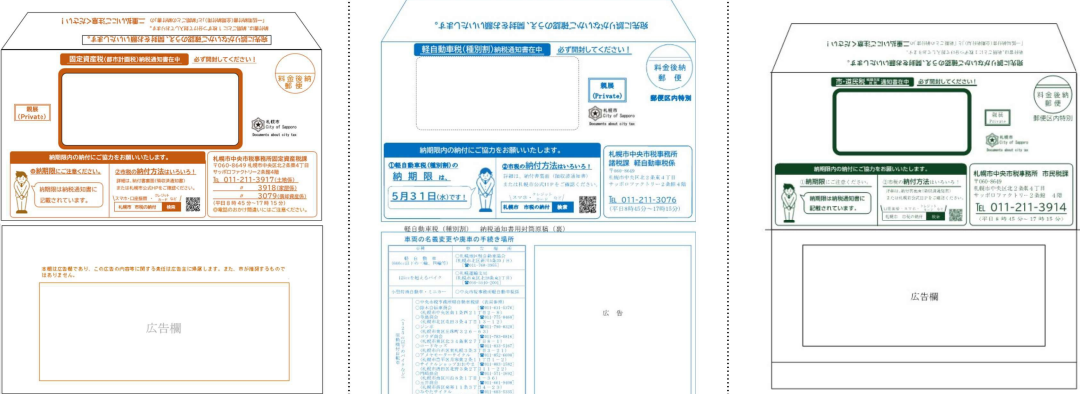
下記の広告事業において、市の広告媒体に広告を掲載又は掲出する民間事業者等を募集します。

◆ 事業の名称 令和8年度納税通知書発送用封筒広告事業

1 広告媒体の概要

	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	個人住民税
名 称	納税通知書発送用封筒		
内 容	納税通知書を納税者あてに送付するために使用する封筒です。		
規 格	タテ 120 mm×ヨコ 231 mm (完成品寸法)、上部ミミ部分 29 mm、両面印刷(1色・茶)	タテ 120 mm×ヨコ 197 mm (完成品寸法)、上部ミミ部分 18 mm、両面印刷(1色、青 色)	タテ 120 mm×ヨコ 231 mm (完成品寸法)、上部ミミ部分 37 mm、両面印刷(1色、濃緑 色)
	窓付、封筒内面に模様を印刷		
発 送 予 定 数	624,000 通 ※令和8年度の実発送数を確 約するものではありません。 (参考) 令和7年度発送実績 約 622,000 通(4月一括発送 分)	285,000 通 ※令和8年度の実発送数を確 約するものではありません。 (参考) 令和7年度発送実績 約 282,000 通(5月一括発送 分)	406,000 通 ※令和8年度の実発送数を確 約するものではありません。 (参考) 令和7年度発送実績 約 335,000 通(6月一括発送 分)
発 送 予 定 日	【一括発送分】 令和8年4月11日 【随時発送分】 令和8年4月14日以降、令和 8年度内 ※今後の税制改正の内容によ り変更となる場合がございます。	【一括発送分】 令和8年5月8日 【随時発送分】 なし ※今後の税制改正の内容によ り変更となる場合がございます。	【一括発送分】 令和8年6月11日 【随時発送分】 令和8年6月12日以降、令和 8年度内 ※今後の税制改正の内容によ り変更となる場合がございます。
発 送 対 象	札幌市内にある固定資産(土 地・家屋・償却資産)の納税 義務者 (市内:約90%・市外:約10%)	札幌市内に定置場がある原動 機付自転車、軽自動車、小型特 殊自動車および二輪の小型自 動車の納税義務者 (市内:約95%・市外:約5%)	個人住民税の納税義務者で納 税方法が普通徴収の方及び公 的年金からの特別徴収の方(給 与からの特別徴収による納税 方法ではない方) (市内:約97%・市外:約3%)
発 送 方 法	郵 送		
発 送 元	各市税事務所固定資産税課	中央市税事務所諸税課	各市税事務所市民税課

2 募集の内容

	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	個人住民税
広告掲載面	封筒裏面		
スペース	タテ 70 mm×ヨコ 180 mm	タテ 80 mm×ヨコ 90 mm	タテ 70 mm×ヨコ 180 mm
色数	1（茶色）	1（青色）	1（濃緑色）
枠数	1	1	1
広告掲載条件	① 広告主に札幌市税の滞納がないこと。 ② 札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守すること。 ③ 上記、札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準に定めるもののほか、墓地、墓石、葬祭またはこれらに関係するもの等、当該広告媒体に掲載することがふさわしくないと認められるものについては掲載しません。		
広告原稿（事前確認）提出期限	令和7年11月14日		
広告原稿の納入期限	令和7年11月28日		
広告原稿の納入形態（事前確認を含む。）	・紙及び電子データ（電子メール等） ・Windows で使用可能なデータとし、電子データの形式は、各税目ごとの PDF データ及び ai データの提供とすること。 ・提出方法については、下記3「その他」を参照のこと。		
校正回数	2回		
封筒のイメージ ※ 封筒のデザインについては変更となる場合があります。			

3 注意事項等

◆ 仕様における注意事項

- ① 広告原稿納入前に行う掲載内容等の事前確認の結果、当該広告にふさわしくない内容であると認められた場合、内容の修正を求める場合があります。
- ② 広告原稿の納入が2日を超えて遅延した場合には、広告掲載を取り消し、契約を解除する場合があります。

- ③ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、広告上部にタテ5mm、ヨコ10mm程度の大きさを「広告」と表示しなければなりません。
- ④ 広告欄外の上部に、「本欄は広告欄であり、この広告の内容等に関する責任は広告主に帰属します。また、市が推奨するものではありません。」と記載されます。

◆ その他

- ・ 広告原稿の作成等に関する経費は、全て広告主の負担によるものとします。
- ・ 指定の期日までに指定された形態で広告原稿を納入して下さい。
- ・ 広告原稿は、税金の種類ごとに変更（最大3種類まで掲載）することができます。
- ・ 広告原稿の事前確認を行いますので、広告原稿（事前確認）提出期限までに出力見本を提出して下さい。
- ・ 広告原稿の提出（事前確認を含む。）は、紙原稿は郵送または来庁により、電子データ原稿は電子メール等によりご提出ください。
- ・ 広告原稿納入後、事業実施課により広告原稿の審査を行い、広告原稿確認書を交付します。
このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 封筒完成後、広告掲載完了報告書とともに当該印刷物をお渡しします。広告主は広告の掲載を確認した後、広告掲載完了確認書を提出して下さい。
- ・ 個人住民税納税通知書発送後、納入通知書により広告料全額を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入してください。（令和8年7月中旬頃までに納入いただくことを予定しています。）
- ・ 広告原稿の内容等に疑義が生じた場合には、契約担当部局と十分に協議をして下さい。

問い合わせ先(契約担当部局)

札幌市財政局税政部納税指導課管理係 担当 築場

TEL 211-2292、FAX 218-5149

Eメール zeisei.kanri@city.sapporo.jp